

法人課税 研究開発税制の見直し

1. 改正の概要

(1) 総額型

- ① 研究開発投資の質と量の向上を促すため、研究開発を行う一定のベンチャー企業について、控除税額の上限を法人税額の40%(改正前 25%)に引き上げる。
- ② 増加インセンティブを強化する観点から総額型の税額控除率が見直され、試験研究費の増減率が+0%~+8%の範囲の場合は税額控除率は増加、試験研究費の増減率が▲25%~0%の範囲の場合は税額控除率は減少。
- ③ 制度の簡素化の観点から上乘せ措置である「平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)」が改組され、税額控除率を一定程度割増しする措置を加え、総額型に統合される。

(2) オープンイノベーション型

質の高い研究開発に対する支援を強化する観点から、対象範囲の拡充と控除税額の上限の引き上げを行う。

- ① 対象範囲を拡充し、研究開発型ベンチャー企業の共同研究・委託研究や、要件を満たす民間企業等(大企業を想定)への委託研究を対象範囲に追加する。大企業が有する知見を活用した委託研究が可能になる。
- ② 控除税額の上限を法人税額×10%(改正前 5%)へ引き上げる。

2. 適用時期

2019年4月1日以後開始事業年度から適用される。

3. 実務上の留意点

- ① 増加インセンティブがさらに高められており、試験研究費が減少する場合には、税額控除率の減少幅が大きくなる。

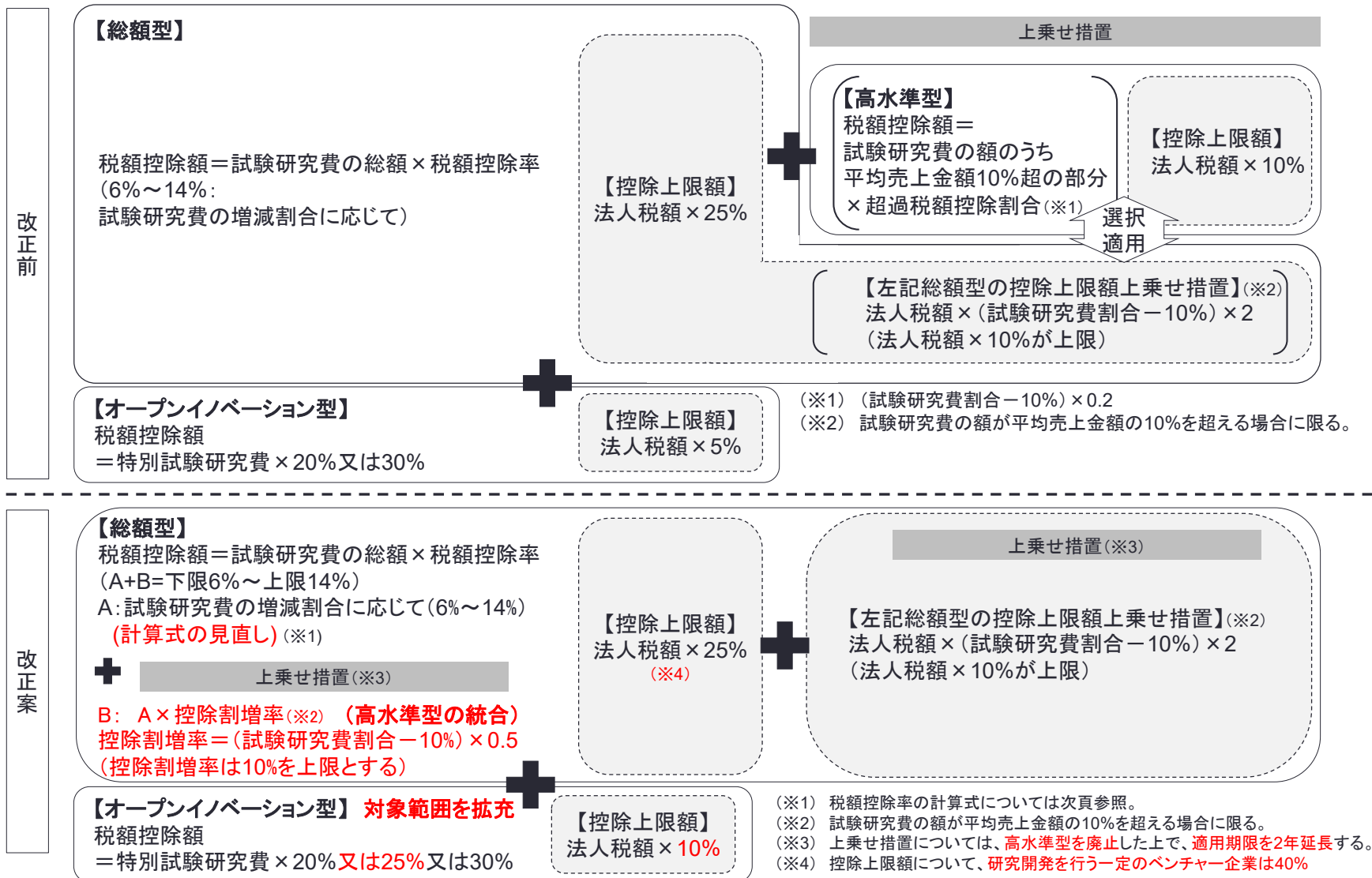
増減試験研究費割合	税額控除率	改正による税額控除率の最大増減
+0%~+8%の範囲	改正により増加	増減割合: +5.0%のとき、税額控除率: +0.3%
▲25%~+0%の範囲	改正により減少	増減割合: 約▲14.2%のとき、税額控除率: ▲1.0%

4. 今後の注目点

- ① 「研究開発を行う一定のベンチャー企業」の考え方
- ② 特別試験研究費のうち大学等との共同研究に係るプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の明確化
- ③ 新設の分割承継法人等に係る調整計算等の適正化の具体的内容

法人課税 研究開発税制の見直し

5. 改正の内容 (1) 研究開発税制の見直し(大企業の場合)



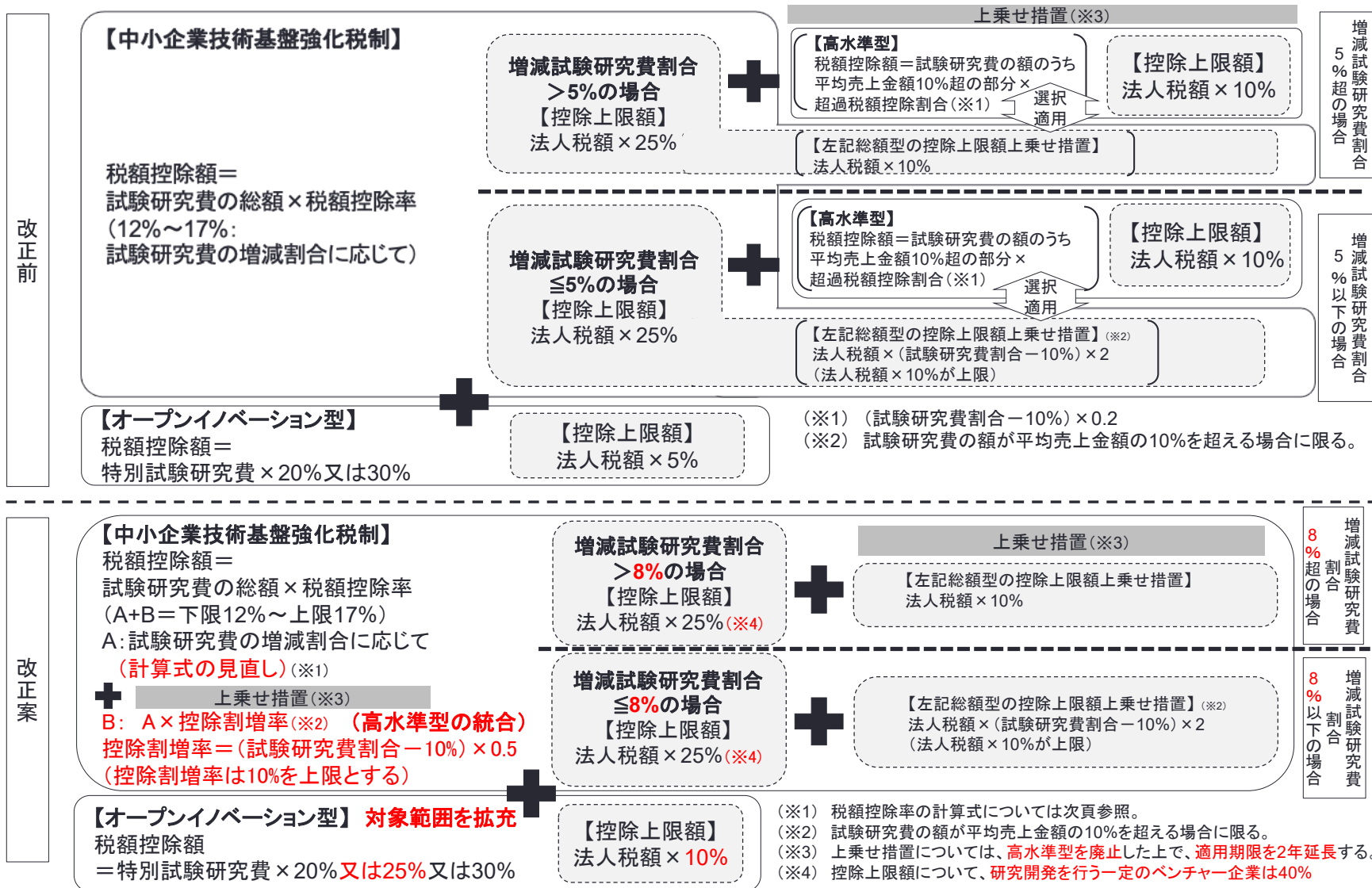
法人課税 研究開発税制の見直し

(1) 研究開発税制の見直し(大企業の場合)

内容	改正前	改正案
総額型の 税額控除率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 増減試験研究費割合 > 5% : $9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 5\%) \times 0.3$ 増減試験研究費割合 $\leq 5\%$: $9\% - (5\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.1$ (下限: 6%) 「設立事業年度であるとき」又は「比較試験研究費の額が零であるとき」: 8.5% <p>※ 税額控除率の上限は14%(2年間の時限措置終了後は10%)</p> <p>※ 増減試験研究費割合 = $\frac{\text{増減試験研究費の額}}{\text{比較試験研究費}}$</p> <p>※ 増減試験研究費の額 = $\text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費}$</p> <p>※ 比較試験研究費 = 過去3年間の試験研究費の額の平均額</p>	<ul style="list-style-type: none"> 増減試験研究費割合 > 8% : $9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ 増減試験研究費割合 $\leq 8\%$: $9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ (下限: 6%) 「設立事業年度であるとき」又は「比較試験研究費の額が零であるとき」: 8.5% <p>※ 税額控除率の上限は14%(2年間の時限措置終了後は10%)</p> <p>※ 増減試験研究費割合 = $\frac{\text{増減試験研究費の額}}{\text{比較試験研究費}}$</p> <p>※ 増減試験研究費の額 = $\text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費}$</p> <p>※ 比較試験研究費 = 過去3年間の試験研究費の額の平均額</p>
上乗せ措置の見直し	<p><高水準型>(2年間の時限措置)</p> <p>高水準型又は総額型の控除上限額に下記を上乗せ $\text{法人税額} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ ※ただし、総額型の控除上限額の上乗せについては $\text{法人税額} \times 10\%$を上限とする。</p>	<p>左記、高水準型を廃止し、以下のとおり改組</p> <p><上乗せ措置>(2年間の時限措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総額型の税額控除率に下記を上乗せ $\text{控除割増率} = (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ ※ただし、控除割増率は10%を上限とする。 総額型の控除上限額に下記を上乗せ(改正前と同様) $\text{法人税額} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ ※ただし、総額型の控除上限額の上乗せについては $\text{法人税額} \times 10\%$を上限とする。

法人課税 研究開発税制の見直し

(2) 研究開発税制の見直し(中小企業者等(適用除外事業者を除く)の場合)



法人課税 研究開発税制の見直し

(2) 研究開発税制の見直し(中小企業者等(適用除外事業者を除く)の場合)

内容	改正前	改正案
中小企業技術基盤強化税制における 下記の見直し ① 税額控除率 ② 控除上限額	① 税額控除率 :12% (2年間の時限措置) 試験研究費の増減試験研究費割合>5%の場合 : 12%+(増減試験研究費割合-5%)×0.3 ※控除率の上限は17%(2年間の時限措置終了後は12%) ② 控除上限額 :25% (2年間の時限措置) ・試験研究費の増減試験研究費割合>5%の場合 法人税額×35% ※上乗せ措置である高水準型との選択適用 ・試験研究費の増減試験研究費割合≤5%の場合 法人税額×25% + 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (法人税額×10%が上限) ※上乗せ措置である高水準型との選択適用	① 税額控除率 :12% (2年間の時限措置) 試験研究費の増減試験研究費割合>8%の場合 : 12%+(増減試験研究費割合-8%)×0.3 ※控除率の上限は17%(2年間の時限措置終了後は12%) ※税額控除率を一定程度割増しする措置あり ② 控除上限額 :25% (2年間の時限措置) ・試験研究費の増減試験研究費割合>8%の場合 法人税額×35% ※上乗せ措置である高水準型を廃止 ・試験研究費の増減試験研究費割合≤8%の場合 法人税額×25% + 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (法人税額×10%が上限) ※上乗せ措置である高水準型を廃止
	<p>試験研究費の増減試験研究費割合</p>	<p>試験研究費の増減試験研究費割合</p>

法人課税 研究開発税制の見直し

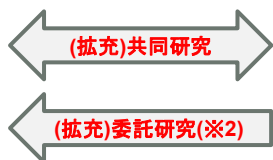
(3) オープンイノベーション型

質の高い研究開発に対する支援を強化する観点から、対象範囲の拡充と控除税額の上限の引き上げを行う。

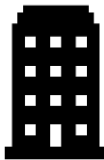
① 対象となる特別試験研究費の範囲に以下を加える。(対象範囲の拡充)

対象		税額控除率
共同研究	研究開発型ベンチャー企業(※1)	25%
委託研究 (※2)	研究開発型ベンチャー企業(※1)	25%
	要件を満たす民間企業等	20%
特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

研究開発型ベンチャー企業(※1)



企業等

企業等
(大企業を含む)

(拡充)委託研究(※2)

(※1)「研究開発型ベンチャー企業」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいう。

(※2)一定の要件を満たす企業間の委託研究である必要があり、委託して行う試験研究が委託法人の基礎研究又は応用研究であること又は委託して行う試験研究が受託者の知的財産権等を利用するものであること、その他の要件を満たす必要がある。

<要件を満たす民間企業等に対する委託研究に関する留意点>

- ・委託する試験研究が委託法人の工業化研究に該当する場合には、その試験研究が受託者の知的財産等を利用するものである必要がある
- ・改正前では大企業への委託研究は対象外とされているが、一定の要件を満たせば大企業に対する委託研究も対象範囲となる

② 特別試験研究費の控除税額の上限を法人税額×10%(改正前5%)へ引き上げる。